

## 論点メモ（建設業法）

- (1) 現行の許可制度の要件として挙げている①経営の安定性（経営能力、財産的基礎）、②技術力、③適格性について、それぞれ具体的に何をどのように確認しているかご教示ください（許可に必要な所要日数も含む）。
- (2) 新設する承継に係る認可制度においても①経営の安定性（財産的基礎）及び③適格性については確認する必要がある旨のご説明をいただいたが、それぞれ具体的に何をどのように確認することを想定しているかご教示ください（認可に必要な所要日数の見通しも含む）。
- また、それらを届け出てもうだけでは足りないのか、仮に足りないとすれば認可手続の中で確認しなければならない理由についてご教示ください。
- (3) 相続による承継について、実務的には承継者（例：子）は被承継者（例：親）と同様の事業を行っている（場合によっては実質的には承継者が事業を行っている）ことも多いと考えられる。こうした場合、①経営の安定性、②技術力、③適格性についてはほとんど変化がないと考えられるが、こうした場合においても届出にできない理由についてご教示ください。
- (4) 相続による承継について、仮に事後の認可が必要とされた場合でも、承継者（例：子）は被承継者（例：親）と同様の事業を相続開始のときから切れ目なく行えるように措置されるという理解でよいか、また、当該措置の期間はどれぐらいを想定しているかご教示ください。